

第三次江戸川区学校教育情報化推進計画
【概要版】

<平成31年度～平成34年度>

平成31年4月
江戸川区教育委員会

目次

1 江戸川区学校教育情報化推進計画とは.....	3
2 江戸川区教育情報化の基本方針.....	5
◆基本方針1：《設備(システム・NW・デバイス)》.....	6
◆基本方針2：《設備(システム・NW・デバイス)》×《情報(コンテンツ・教育内容)》.....	6
◆基本方針3：《人材(教職員)》×《設備(システム・NW・デバイス)》.....	6
◆基本方針4：《人材(教職員)》×《設備(システム・NW・デバイス)》×《情報(コンテンツ・教育内容)》.....	7
◆基本方針5：《情報(コンテンツ・教育内容)》.....	7
◆基本方針6：《人材(教職員)》×《情報(コンテンツ・教育内容)》.....	7
◆基本方針7：《人材(教職員)》.....	8
3 具体的な取組み.....	9

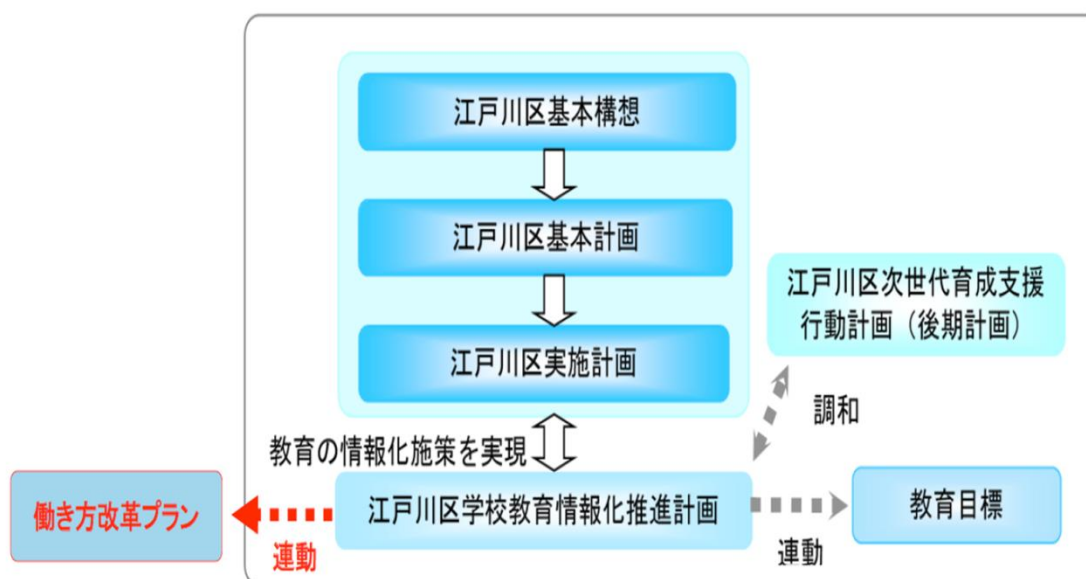
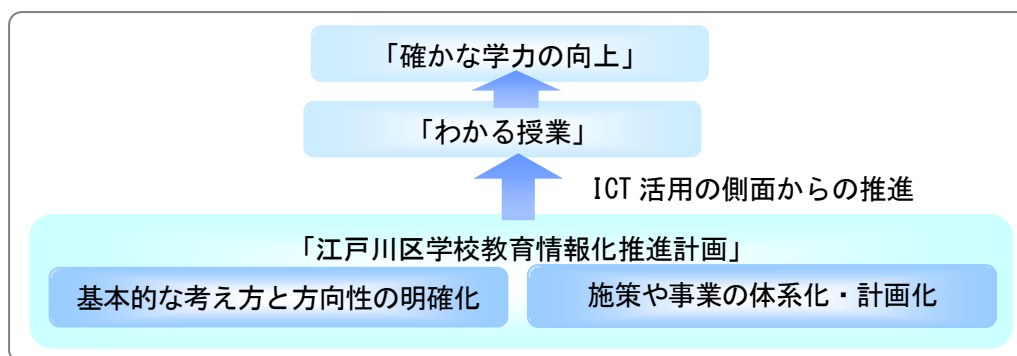


1 江戸川区学校教育情報化推進計画とは

江戸川区は、区立小中学校において、教員や児童生徒によるICTの積極的・効果的な活用を推進することにより、「わかる授業」や「確かな学力の向上」に積極的に取り組んでいます。「第三次江戸川区学校教育情報化推進計画」は、学校教育の情報化に関する基本的な考え方と進めるべき方向性を明確化し、目標達成に必要な施策や事業を体系化・計画化します。

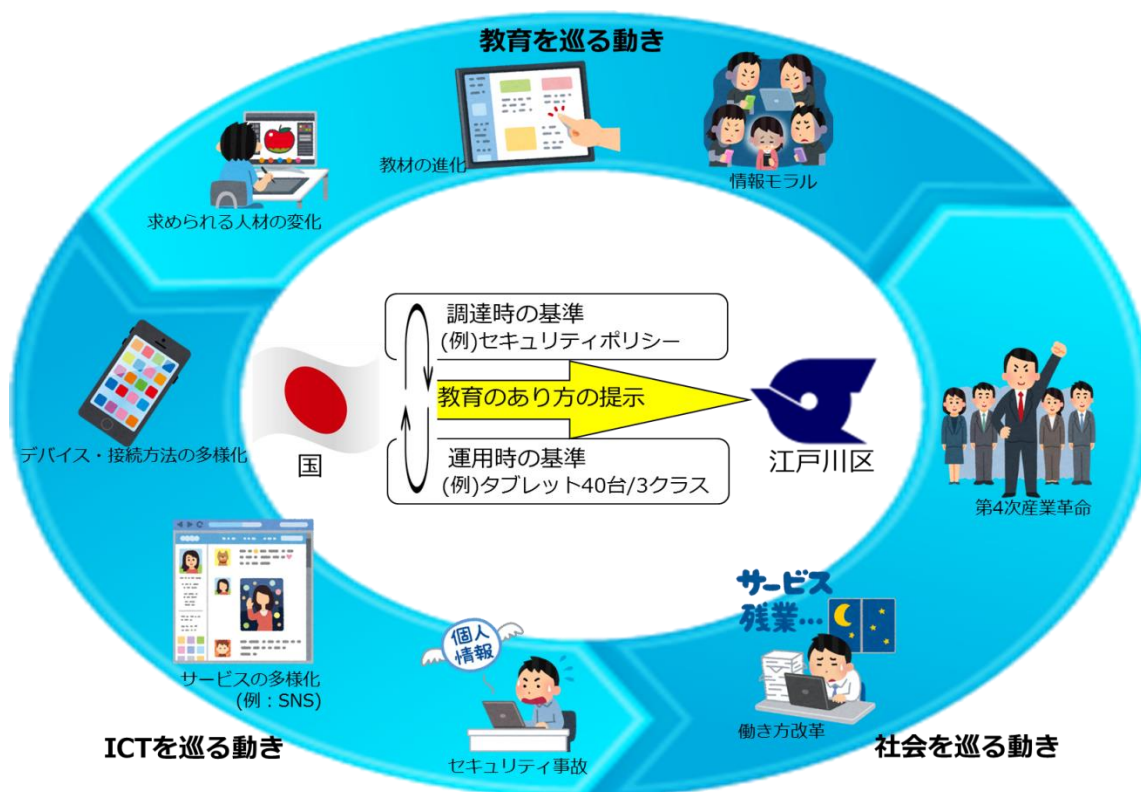
計画期間は平成31年度から4年間とします。このうち、平成31年度及び平成32年度を前期、平成33年度及び平成34年度を後期として取り組みます。

本計画は、「江戸川区実施計画」のうち、学校教育情報化に関連する施策の実現のための計画として位置づけられます。また、「共育・協働 未来への人づくり 次世代育成支援行動計画（後期計画）」との調和を図っています。



江戸川区第二次学校教育情報化推進計画を策定した平成26年頃から、学校教育をとりまく環境が大きく変化してきました。特に、ICT（情報通信技術）を巡る動き、社会を巡る動き、教育を巡る動き、には顕著な変容が認められ、国による教育方針の転換、ひいては、区における教育環境の整備（調達や運用）の基準の見直しなども必要になってきたところです。

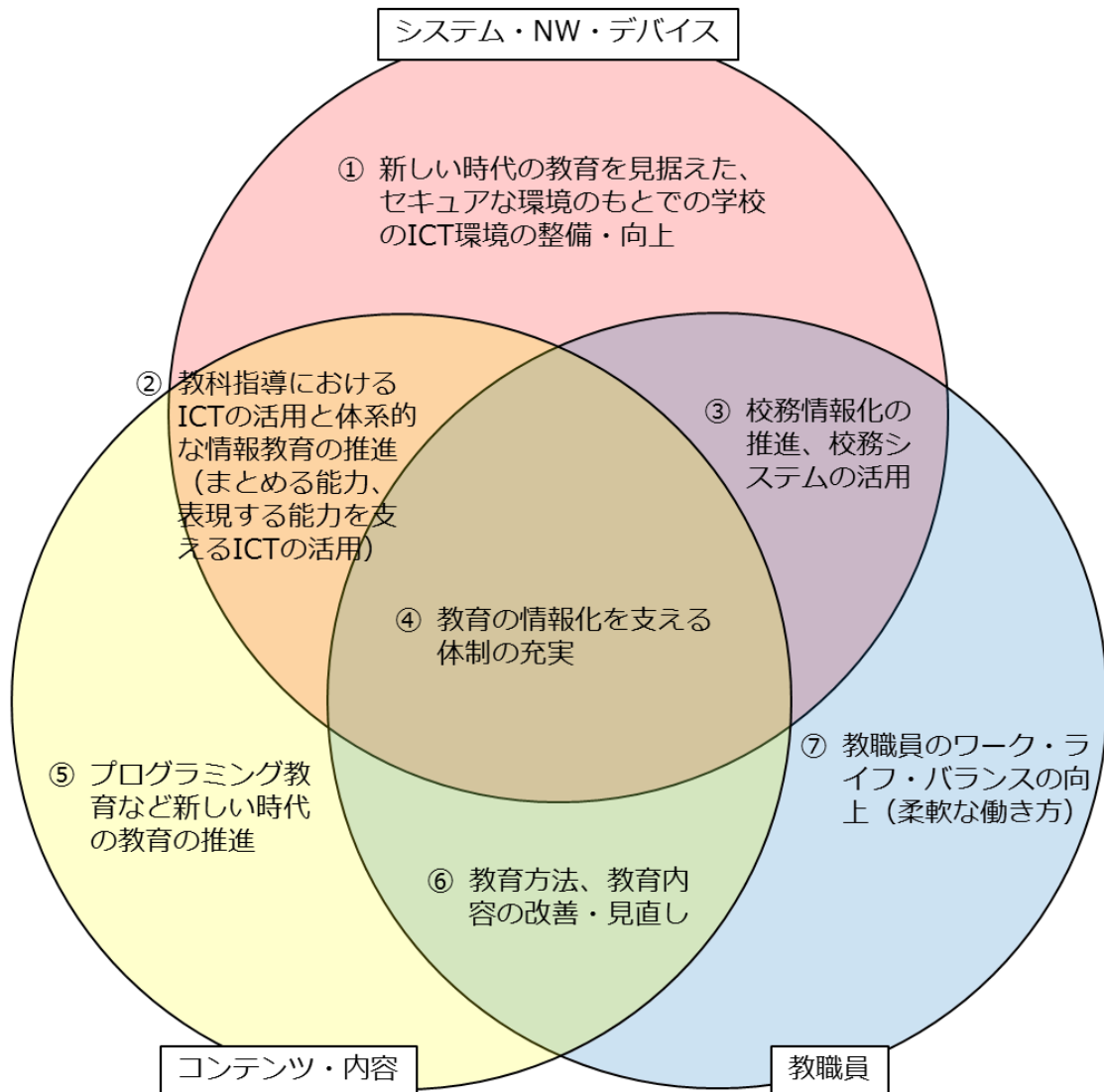
学校教育をとりまく環境の変化のイメージ



2 江戸川区教育情報化の基本方針

江戸川区学校教育情報化推進計画の体系

＜基本目標＞ 21世紀にふさわしい教育の実践にあたり、既に整備されたICTの情報基盤をベースに、より一層のICTの利活用を図るための取組みを恒常的に推進し、「情報活用能力をはぐくむICT」を確立するとともに、校務におけるICTを活用した教員の働き方改革を通じて一層の教育の充実を図る。



◆基本方針 1: 《設備(システム・NW・デバイス)》

新しい時代の教育を見据えた、セキュアな環境のもとでの

学校の ICT 環境の整備・向上

「すべての教科における ICT の活用」「情報活用能力をはぐくむ ICT」を推し進めるため、教室などに適切な ICT 環境を整備し、児童生徒と教員が、安全・気軽に、日常的に ICT を利用できる環境を構築し、運用します。

また、教員の働き方改革にも資する校務支援システムの活用推進のため、基本的な機能のみならず、応用的な利活用のための機能やソフトウェア等の利活用を支援します。

さらに、家庭や地域における ICT の普及動向の変化を踏まえ、学校から家庭・地域への情報発信・情報交流に際して、従来のホームページやメール配信に加え、簡便なツールを用いた迅速な情報発信や、SNS などの双方向性のあるメディアの活用を目指します。

◆基本方針 2: 《設備(システム・NW・デバイス)》×《情報(コンテンツ・教育内容)》

教科指導における ICT の活用と体系的な情報教育の推進

(まとめる能力、表現する能力を支える ICT の活用)

区では、これまで、ICT の活用ならではの効果を、教科目標の達成や「分かる授業」への授業改善の取組みに活かしてきました。

児童生徒の情報活用能力を総合的にはぐくむため、次の 3 つの能力について、各教科の学習と連携を図りながら、確かな学力の向上へつなげてきました。

- ① 「情報活用の実践力」(パソコンなど情報手段の基本的な操作や活用の能力)
- ② 「情報の科学的な理解」(特性やしくみの理解、情報手段を活用した学習を振り返り評価・改善する能力)
- ③ 「情報社会に参加する態度」(情報モラル)

今後は、この活動をさらに発展させつつ、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直しが行われ、主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ラーニング」)の視点からの学習過程の改善が求められることとなる今次学習指導要領改訂を踏まえ、「まとめる能力、表現する能力を支える ICT」としての利活用を推し進めていきます。

◆基本方針 3: 《人材(教職員)》×《設備(システム・NW・デバイス)》

教員の働き方改革に資する校務情報化の推進、校務支援システムの活用

既に整備された ICT の更なる活用(指導案や教材データの共有促進、グループウェアによる会議時間の削減等)による校務事務改善を推進し、教員の事務負担を軽減します。これにより、教員が児童生徒と向き合うため、あるいは、管理職が学校経営を充実させるための、より多くの時間の確保を図ります。あわせて、複数の教員による情報の共有化や蓄

積した情報の活用など I C T の特性を活かし、児童生徒の個々の指導の充実や学校経営の改善を図ります。

◆基本方針 4：《人材(教職員)》×《設備(システム・NW・デバイス)》×《情報(コンテンツ・教育内容)》

教育の情報化を支える体制の充実

教育の情報化を計画的かつ継続的に推進するため、各学校ならびに教育委員会において、体制の充実を図ります。各学校においては、情報化推進リーダーの位置付けを見直し、管理職や情報化推進リーダーを中心として学校全体で積極的に情報化を推進する、より効果的な体制の再構築を図ります。

また、教育委員会においては、教育の情報化を進めるにあたり、学校に導入する情報システムや、各種の情報資産の安全な運用と管理、計画的な整備・検討を行います。あわせて、国の方針に沿った情報セキュリティポリシーを策定し、運用するなど、情報セキュリティルールや情報セキュリティ技術の適用、情報セキュリティ研修の実施など、教育委員会及び各学校における情報セキュリティ向上に恒常的・継続的に取り組みます。

加えて、すべての教員が教育の情報化に取り組む必要があることから、I C T の活用に関する理解や知識、実践力を養成する機会や、I C T 利用サポートの充実を図り、全教員が教育の情報化を推進できる人材となるよう育成を図ります。

その際、単に集合研修の機会を増やすのではなく、経験・知見の共有や e ラーニングなどの方法により、より実践的な人材の育成に努めます。

◆基本方針 5：《情報(コンテンツ・教育内容)》

プログラミング教育など新しい時代の教育の推進

児童生徒の情報活用能力を高めるため、どの教員もアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を展開できる教育内容・教育方法の開発を行い、展開・定着を図ります。

また、東京都のプログラミング教育推進校に指定されている 3 校での取組みを基に、区内全校へプログラミング教育の展開を図るとともに、新学習指導要領に掲げられた「プログラミング的思考」について、既存の教科等の授業の中で、どの教員もプログラミング的思考の涵養を図る授業を展開できる教育内容・教育方法の研究・開発を行い、的確なカリキュラムマネジメントによる展開・定着を図ります。

◆基本方針 6：《人材(教職員)》×《情報(コンテンツ・教育内容)》

教育方法、教育内容の改善・見直し

児童生徒の情報活用能力を高めるため、読書科や教科横断的な探究学習の推進を進めるうえで、図書室や I C T 環境との融合を図った取組みを積極的に推進します。

また、既存の I C T 環境の活用により、他校・他地域・海外等とのコミュニケーションを

推進します。

このような取り組みや、学習指導要領の改訂を見据えた教育方法・教育内容の改善・見直しに関する情報や経験・知見の共有、活用を推進します。

◆基本方針7：《人材(教職員)》

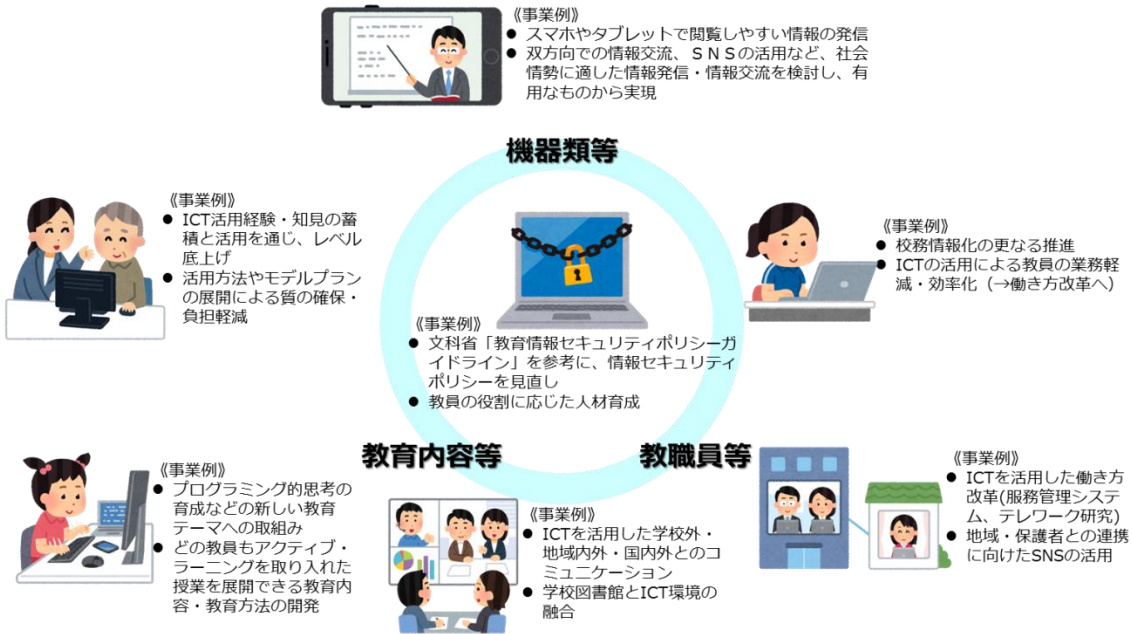
教職員のワーク・ライフ・バランスの向上（柔軟な働き方）

教職員の勤務時間の長時間化に伴い、①教員が児童生徒と向き合う時間が十分に取れなくなっている、②教職員のワーク・ライフ・バランスが不十分で、QoL（生活の質）が低下している、などの課題が顕在化していることに鑑み、ICTを活用して課題の解消に取り組みます。

例えば、既に導入されている校務支援システムの更なる活用により、校務にかかる勤務時間の削減を図るとともに、ICTを活用した授業に関する教育内容・教育方法や経験・知見の共有を通じて、より効率的な授業の展開を図り、長時間勤務の是正に努めます。

さらには、「ICTを活用した柔軟な働き方」により、教職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。そのための、ICT環境やルールの整備について積極的に推し進めます。

3 具体的な取組み



第三次江戸川区学校教育情報化推進計画【概要版】

平成 31年 4月

江戸川区教育委員会

教育推進課 計画調整係